

独占禁止法研究会運営規則（案）

平成 28 年 2 月 23 日
研究会決定

1 研究会の運営

研究会の議事手続その他、研究会の運営については、「独占禁止法研究会の開催について」（平成 28 年 2 月 23 日公正取引委員会）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 議事

（1）座長は、研究会の進行を務める。

（2）座長は、座長の職務を助けるため、会員の中から座長代理を依頼することができる。

座長代理は、座長の命により、座長の職務を代理することができる。

3 書面による意見の提出

都合により研究会に欠席する会員は、座長を通じて、付議される事項につき、書面により意見を申し出ることができる。

4 資料の公表

研究会での配布資料は、原則として研究会の議事要旨と共に公表する。

5 その他

この規則に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。